

令和4年4月8日

保護者のみなさまへ

松原市立松原第七中学校  
校長 松岡 日出雄

## 震災等の緊急時における生徒の緊急時引き渡しカードの記入について

平素は、本校教育活動の推進にご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

さて、近年緊急時に備えての取組みがますます重要となってきております。生徒の安全が脅かされると判断した場合は、生徒の保護者のみなさまへの引き渡しを的確に行うため万全を期す必要があると考えております。

つきましては、緊急時引き渡しカードに必要事項をご記入いただき、印鑑を押し、学級担任にご提出ください。

※このカードについては、新しい情報に更新する必要がありますので、毎年、各学年の始めに提出いただいています。年度途中で、変更などがありましたら学校にご連絡下さい。

### 記

#### 1 引き渡しが必要な状況

地震等による重大な自然災害（震度5弱以上の地震など）や、学校への不審者侵入・地域での危険事案等が発生し、生徒の下校に危険が生じると学校長が判断した場合、引き渡しを行います。

**※地震や各警報等が発令された場合、引き渡しを実施するかどうか及び引き渡し実施の解除等については、その都度判断し、本校ホームページや緊急メールにて、お知らせします。**

#### 2 引き渡し実施の連絡方法

(1) 引き渡しの連絡は、松原七中のHP（ホームページ）や、緊急メールで行います。

緊急時には電話の使用が限られます。実際に警報等が発令された場合は、学校の電話は緊急連絡用となりますので、学校への直接のお問い合わせはご遠慮いただきますようお願いいたします。

(2) 災害等発生により通信が途絶した際、お子さまのお引取りに来校されるか否かは保護者さまの判断によることになります。

#### 3 お引き渡しの方法

(1) 生徒の安全確保を最優先し、お引き渡しはお子さま及び保護者さまの安全が確保できる状況で行います（引き渡し場所は、正門前に掲示し、ホームページ、緊急メール上でお知らせします）。

(2) 保護者さま及びご家族の方が来校できない場合は、緊急時引き渡しカードにご記載いただいた代理人の方にお引き渡しを行います（引取り代理人への連絡は保護者さまが行ってください）。

・引取り代理人は、生徒が顔や名前を知っている人に限ります。

・引取り代理人は、緊急時引き取り可能な人に限ります。引取り代理人を依頼するにあたっては、ご家族やお子さま、引取り代理人との意志疎通を図っておいてください。

(3) お引き渡しができるまで、お子さまには学校で待機していただくことになります。

(4) 保護者さま等引取り者の来校手段は、混雑が予想されるため、必ず徒歩か自転車でご来校ください。

※緊急時引き渡しカードに記入された情報については適正に取り扱います。

※この文書は、ご家庭で見やすい場所に貼って保管・活用してください。